

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年11月1日	有限会社湖城タクシー(法人番号2160002008131)代表者谷川幸子	滋賀県彦根市後三条町365番地4号	本店営業所	滋賀県彦根市後三条町宇松田365番地4号	輸送施設の使用停止(11日車)	道路運送法第27条第3項	令和6年6月26日、法令違反の疑いを端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)の遵守違反【未遵守】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第21条第1項)(2)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)(3)点検整備関係義務違反【定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)】(運輸規則第45条)	2	2
令和6年11月12日	株式会社ためきタクシー(法人番号8160001018200)代表者山崎邦宏	滋賀県甲賀市信楽町長野1330番地2	本社	滋賀県甲賀市信楽町長野1330番地2	警告	道路運送法第27条第3項	令和6年8月2日、同年8月13日及び同年9月20日、長期未実施を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第24条第1項、第2項)(2)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)(3)点検整備関係義務違反【定期点検整備等の未実施(道路運送車両法第48条)】(運輸規則第45条)(4)補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項)	0	0
令和6年11月18日	プリンセスリムジン合同会社(法人番号1130003007219)代表者吉田智彦	京都府京都市東山区今熊野日吉町12-2	本社	京都府京都市東山区今熊野南日吉町99番地	輸送施設の使用停止(47日車)	道路運送法(以下、「法」)第15条第4項、法第16条第1項、法第27条第3項	令和6年3月18日、譲渡譲受を端緒として監査を実施。7件の違反が認められた。(1)事業計画の事後変更届出違反【営業所の位置変更】(道路運送法(以下、「法」)第15条第4項)(2)事業計画に定める業務の確保違反(法第16条第1項)(3)「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(平成13年国土交通省告示第1675号)の遵守違反【未遵守】(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、「運輸規則」)第21条第1項)(4)点呼の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第24条第5項)(5)運行記録計による記録義務違反【記録なし】(運輸規則第26条第2項)(6)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反【記載事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)(7)「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)による運転者に対する特別な指導及び適性診断受診義務違反【受診なし】(運輸規則第38条第2項)	5	5
令和6年11月18日	西日本PAM株式会社(法人番号2120001171495)代表者上田満樹	大阪府大阪市旭区太子橋2-9-32	西日本民間救急大阪本社	大阪府大阪市旭区太子橋2-9-32	輸送施設の使用停止(10日車)	道路運送法第20条	令和6年8月7日、苦情を端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)営業区域外旅客運送(道路運送法第20条)	1	1
令和6年11月18日	濱田 浩司	大阪府豊中市	濱田タクシー	大阪府豊中市	輸送施設の使用停止(44日車)	道路運送法第13条	令和6年8月21日、苦情を端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法第13条)	5	5

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和6年11月21日	ファイブスタータクシー株式会社(法人番号6140001066244)代表者金子健作	兵庫県明石市魚住町清水2275番地の7	加古川	兵庫県加古川市新神野3丁目28-16	警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規定に基づく通知件数(その他の道路交通法の違反)が過去1年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号。)による運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和6年11月25日	近江タクシー株式会社(法人番号4160001008626)代表者磯谷淳	滋賀県彦根市駅東町15番1	湖東	滋賀県近江八幡市上田町字一の坪84番3	輸送施設の使用停止(20日車)	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項	令和6年5月27日、苦情を端緒に調査を実施。1件の違反が認められた。(1)運賃届出、運賃変更届出違反【不当運賃收受】(特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第16条の4第1項)	2	2